

資本・人的関係のある者の同一入札等参加運用基準

1 適用案件

水戸市が発注する建設工事及び土木建築コンサルタント業等に係る競争入札等に適用する。

2 入札無効とする資本又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）の同一入札等への参加

(1) 入札公告日から入札書提出期日までの間に、①・②のいずれかに該当する者は同族企業とする。

【資本関係】 いずれかに該当する場合

① 会社法第2条第4号の規定による親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

・ただし、会社法第2条第3号の規定による子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合は除く。

【人的関係】 いずれかに該当する場合

① 現在、一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合

② 現在、一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

・ただし、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

【その他】

上記以外で、発注者が同等な資本又は人的関係がある者と判断した場合

(2) 上記(1)の同族企業が同一入札等に参加した場合、競争入札の公正性、公平性が阻害された恐れがあると判断し、上記(1)の同族企業が行った入札は無効とする。

ただし、入札書提出後から開札までの間に、当該入札の辞退届（電子入札はシステム上）を提出し、開札時点で同族企業の同一入札への参加状態が解消されている場合は、この限りでない。

(3) 共同企業体の場合は、他の共同企業体との構成員又は共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)の同族企業の場合は、当該構成員を含む共同企業体を上記(1)の同族企業と見なす。

【会社法第2条】

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

【会社法施行規則第2条第3項】

二 会社等 会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。

【役員】

1 会社等の代表権を有する取締役。

2 取締役（社外取締役を含む。）ただし、委員会等設置会社の取締役は除く。

3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役。

4 名称が異なっても上記1から3のいずれかの職務権限等に該当する者。ただし、監査役、執行役員は除く。

3 同族企業の入札参加について

(1) 一般競争入札

- ① 同族企業が同一入札に参加していた場合、発注者は落札予定者及び同一入札に参加した同族企業から書面により確認するものとする。
- ② 同族企業の同一入札への参加と発注者が判断した場合、当該同族企業の入札（該当する複数者の入札）は無効とする。

(2) 指名競争入札

- ① 同族企業は指名入札参加資格が無い者とし、当該同族企業を入札参加者として指名しないものとする。

(3) その他

- ① 入札の公告又は指名通知日時点で同族企業に該当しなかった者が、入札書提出期日までに同族企業となった場合は、その者は直ちに発注者に対してその旨を通知しなければならない。
- ② 上記(1)及び(2)において疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の者に対して追加資料の提出又は事情聴取を行うことができる。

4 同族企業と判明した場合の対処について

- (1) 落札者決定後、契約締結前に落札者が同族企業と判明した場合、発注者は入札手続きを無効とし、落札者決定を取り消すものとする。

- (2) 契約締結後、着手前に契約相手方が同族企業と判明した場合、発注者は建設工事契約書約款、設計業務等委託契約書約款及び建設工事請書の規定により契約の解除等について協議を行うものとする。

また、着手後に契約相手方が同族企業と判明した場合、発注者は契約相手方の入札時の不正行為の有無や進捗状況などを考慮した上で、当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)により判明した場合、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程に基づき入札参加停止措置等を行う場合がある。

5 施行期日 平成30年4月1日以降の指名・公告から適用する。